

## 第2章

### 国民統合とパンチャシラ

#### はじめに

インドネシア建国の基本理念として「1945年インドネシア共和国憲法」(Undang-Undang Dasar 1945,以下「1945年憲法」と略) 前文に記されたパンチャシラ (Pancasila <インドネシア建国五原則>) は、スハルト体制期(1966年～)に入ってから国民統合に果たす機能を著しく増大させていている。スハルト体制の正統性を象徴し、あらゆる分野の唯一のイデオロギーとなっているのは、このパンチャシラにほかならない。

本章は、パンチャシラのたどってきた歴史とそれに関連した一連の政策からスハルト体制期における国民統合の実態を観察していく。その分析にあたっては、次の2点に重点を置くこととする。ひとつは、スハルト体制の成立を挟んだ前後それぞれ20数年の政治過程においてとくにパンチャシラに関連した政策をたどり、そこに流れる政治的意図を探ることである。いまひとつは、憲法をはじめとするパンチャシラ関連法に盛り込まれた言葉とその背景となる思想に注目し、同政策の政治文化的背景と意味を考えることである。

本章は大きく4節から成る。まず、スハルト体制が実施してきた国民統合政策を述べるにあたって、その基盤となるパンチャシラとはどのような理念であるかを解説する必要がある。これは第1節で扱う。次に第2節において、日本軍占領時代の末期から1965年にいたるまでのパンチャシラのたどった歴史を概説する。第3節においてはスハルト体制期におけるパンチャシラ関連

法に焦点をあて、その内容と国民へのインパクトを政治過程に沿って探っていく。第4節においてはこのインドネシア独自の国民統合政策の歴史的、政治的、文化的意味を探り、最後にポスト・スハルト期におけるパンチャシラの課題について展望を行う。

## 第1節 インドネシア国家理念の特質

インドネシア政治史のなかでパンチャシラが複数のテキスト<sup>(1)</sup>をもつことは広く知られている。現在その正文とされる「1945年憲法」前文の第4段落には分離不可能とされる5つの国家理念が記されており、1978年以来「パンチャシラの理解<sup>(2)</sup>と実践の指針」(Pedoman Penghayatan dan Pengamalan Pancasila, 以下「指針」と略)がその公定解釈としての機能を果たしている。ここでは「指針」に従って各理念の正文および解説文の抄訳を記し、パンチャシラの特質をみていくこととする<sup>(3)</sup>。

### 第1の理念 「唯一至高なる神性」(Ketuhanan Yang Maha Esa)<sup>(4)</sup>

各人が信奉する「宗教」(agama) や「信仰」(kepercayaan) の教義に従って、その教義に適合した唯一至高なる神を敬い信ずる。異なった「宗教」や「信仰」を奉じていても、お互いに尊重しあい、信徒間の融和をはかる。

### 第2の理念 「公正で文化的な人道主義」(Kemanusiaan yang adil dan beradab)

人間は民族集団(suku), 先祖の出自、「宗教」・「信仰」、男女の別、社会的地位、皮膚の色などに関わりなく同等の権利と義務をもった神の創造物であり、その地位と尊厳が守られる。それゆえ、相互に愛し合うことと相手の立場に立った思いやりの態度(sikap tenggang rasa dan “tepa salira”)が必要である。インドネシア民族(Bangsa Indonesia)は人類の一部を構成しており、他民族との相互尊重、相互協力を推し進める。

### 第3の理念 「インドネシアの統一」(Persatuan Indonesia)

インドネシア人 (manusia Indonesia) は個人や集団の利益よりも、民族や国家 (Negara) の統合・統一ならびに利益と安定を優先する。必要な場合には国家や民族への愛に基づき、両者のために献身し犠牲となる。

### 第4の理念 「協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義」

(Kerakyatan yang dipimpin oleh hikmat kebijaksanaan dalam permusyawaratan/perwakilan)

インドネシア国民は同等な地位、権利、義務をもち、国家や社会の利益に常に留意し、それを最優先する。決議の前に協議 (musyawarah) を行い、全会一致 (mufakat) による決議を得るよう努める。家族主義的精神 (semangat kekeluargaan) による全会一致を得る協議は、インドネシア民族の特質となるものである。

### 第5の理念 「インドネシア全国民に対する社会正義」(Keadilan sosial bagi seluruh rakyat Indonesia)

インドネシア人は社会正義を達成するための同等の権利と義務をもつことを自覚している。この枠組みのなかで、家族主義的で相互扶助的 (kegotongroyongan) な精神と態度を反映する高貴なる行いが発展させられる。公共の利益を損なう行為、豪奢な生活、および搾取はしてはならない。

以上のようにパンチャシラは多元的な価値観の集合体<sup>(5)</sup>を成している。ここには第2の理念から第5の理念にみられる共同利益の尊重、ならびに第2、第4、第5の理念に顕著な伝統価値の強調を除けば共通した要素もみられず、曖昧模糊とした印象はどうてい拭うことはできない<sup>(6)</sup>。これらの文言には、いったいどのような意味が込められているのであろうか。まず、西洋人の目から見たパンチャシラ観の一例を紹介することにする。

ファン・デル・クルーフ (J.M. Van der Kroef) は、パンチャシラのそれぞれの理念が互いに矛盾点をもっていることを指摘している<sup>(7)</sup>。まず、ファン・デル・クルーフがパンチャシラの背景となる思想を十分に西欧的でない

歴史的自由主義 (historic Liberalism)<sup>(8)</sup>と判断していることを考慮しながら、独立宣言から約10年経った時点で彼により指摘された矛盾点のいくつかを以下にみていいくこととする。

- (1) 第5と第4の理念を並立させた場合、自由主義そのものがもつ矛盾にとらわれてしまう。将来の経済発展による資本家の増加により、確固とした集団主義の原理と「自由」な民主主義の間にある逆説は大きな政治動乱を引き起こしかねず、社会主義の幻想は色褪せてしまう<sup>(9)</sup>。
- (2) 第4と第3の理念を並立させた場合、寛容と妥協を暗黙のうちに必要とする民主主義は、政治的態度に浸透し、かつ第3の理念にいくらかの正当性をみる外国嫌いの民族主義と対立する関係にある<sup>(10)</sup>。
- (3) 第1と第4の理念を並立させた場合、もし神の存在を認めない組織があるとしたら、それらは非合法とされるのであろうか(当時、インドネシア共産党 <Partai Komunis Indonesia> は非合法化されてはいなかった)。教会と国家を分離する西洋の歴史的自由主義の教義は、多くの人々、とくにムスリムにとって喜ばしいものではなくなる<sup>(11)</sup>。

以上のような矛盾点を連綿と論説した後、パンチャシラは主としてすでに存在し、また深まりゆきつつある無秩序の象徴であるとし、独立戦争を挟んだこの象徴の再活性化は、プロパガンダのためにそれを操作することにより、大衆を集団的に統制する傾向をもつと指摘する<sup>(12)</sup>。

このように、ファン・デル・クルーフのパンチャシラ批判は一貫して容赦のないものであったが、ダルマプトラ (E. Darmaputera) は、それらはパンチャシラの間違った解釈のよい例であるとして以下のように反論している<sup>(13)</sup>。

まずダルマプトラは、ファン・デル・クルーフの論考は西洋の視点からみればよく書いているが、インドネシア人が考えるパンチャシラではないとし、パンチャシラはインドネシア人が意味を与えるものに他ならないとする<sup>(14)</sup>。また、パンチャシラは西洋の影響を受けてはいるが、西洋の言葉、とくに西洋の政治理論で説明はつかず、インドネシアの価値観で理解すべきものであ

ると主張する<sup>(15)</sup>。とりわけ初代大統領であったスカルノ (Sukarno) の演説や「指針」には、「統合」(persatuan), 「均衡」(keseimbangan), 「調和」(keselarasan) が強調されており、それがパンチャシラの核心概念となっていることを指摘している<sup>(16)</sup>。ダルマプトラの見解に沿えば、パンチャシラは人間の行動を抑制し制御する倫理観をもつ<sup>(17)</sup>一方で、さまざまな接近法と解釈を受け入れることができる<sup>(18)</sup>開放的で包摂的な国家理念として存在していることになるのである。

このような西洋と東洋の価値観や思考様式に基づくと思われるパンチャシラ観の大きな隔たりとは別に、パンチャシラ自身がもつ抽象性がインドネシア人自身をも惑わせてきたことは疑う余地がない。とくにスカルノが大統領の地位にあった20年余り、パンチャシラは「指針」とは比較にならないほど無定形な理念であり続けた。先にみたように、5つの理念はそれぞれ簡明な言葉で表現され、すべてポジティブな理解が可能であるとともに個人個人のもつ文化的、歴史的背景によりさまざまに解釈ができるものになっている。つまり、あえてパンチャシラの特質を述べれば、ダルマプトラをはじめとした多くのインドネシア人研究者が解釈の前提として暗黙のうちに了解しているかにみえるこの「ポジティブで包摂性をもつこと」となるであろう。

一方、インドネシアの独立以降、現在にいたるまで、理念の内容よりもファン・デル・クルーフが指摘した象徴の活性化や操作が政治闘争のより有力な武器となり、その象徴の代表がパンチャシラであったことも確認しておく必要がある。本章の第2、第3節においては、理念の解釈や重点の置き方の相違点よりも、パンチャシラ自体が国民統合政策との関連でどのような変容を遂げたかという実態的側面を中心に論を進めていきたい。

さて、ダルマプトラの目からみて独自の文化的背景をもち、柔軟性に富んだ国家理念であるにもかかわらず、独立以降のインドネシアはとくにパンチャシラの第1の理念をめぐって大きく揺れ動くことになる。それは国家と「宗教」の位置づけを焦点にした長い対立の様相を示すものであった。第2節において、スハルト体制が成立するまでのパンチャシラの歴史を振り返っ

てみることにする。

## 第2節 パンチャシラの歴史（1945～65年）

日本軍によるインドネシア占領時代、日本の敗色濃い戦時下において独立準備調査会(BPUPKI)の第1回目の会議が1945年5月29日から6月1日にかけて開催され、国家理念に関する建議が相次いで出されることになった。なかでも6月1日のスカルノ演説は後に「パンチャシラ誕生」(Lahirnya Pancasila)と銘打たれた名演説であった。その速記録は1947年に独立戦争期の首都ジョクジャカルタで活字化されて出版され、後に英語、中国語、日本語などに翻訳されている<sup>(19)</sup>。

スカルノがパンチャシラと名付けた来るべき独立国家の基礎となる理念は、演説のなかで登場した順にみると、(1)「民族主義」(Kebangsaan), (2)「国際主義または人道主義」(Internasionalisme/Kemanusiaan), (3)「全会一致または民主主義」(Mufakat/Demokrasi), (4)「社会福祉」(Kesejahteraan Sosial), (5)「唯一至高なる神性」(Ketuhanan Yang Maha Esa)の5つから成り立っていた。演説のなかでスカルノは、これらを3つの理念(Tri-Sila)に集約すれば「社会・民族主義」(Sosio-Nasionalisme), 「社会・民主主義」(Sosio-Demokrasi), 「唯一至高なる神性」となり、さらにひとつ(Eka-Sila)にすれば「相互扶助」(Gotong Royong)になるという有名な定式化を行った。

さて、独立準備調査会が行った2回の会議の速記録は、スカルノの6月1日の演説を除いてすべて紛失するところになった。1959年から翌年に刊行されたヤミン(M. Yamin)の『1945年憲法準備文書』(Naskah Persiapan Undang-Undang Dasar 1945)全3巻はそれらを活字化した唯一の史料集であるが、後に改竄の跡や不自然な箇所があることを指摘されることになる<sup>(20)</sup>。

同史料集にはヤミンとスボモ(R. Supomo)がスカルノに先立ってそれぞれ5月29日と5月31日に行った国家理念に関する演説が収録されている<sup>(21)</sup>。両

者の演説のうち、前者についてはそのオーセンティシティーに重大な疑問がもたれており、独立宣言をスカルノとともに行ったハッタ（M. Hatta）は晩年になってあからさまに否定することになる<sup>(22)</sup>。一方、歴史学者ヌグロホ（Nugroho Notosusanto）はヤミンの同著作にスカルノの前書が挿入され署名があることから、スカルノが内容に目を通さなかつたとは考えにくく、史料集に収録されたヤミンの演説が当日実際に行われたと推測している<sup>(23)</sup>。誰がパンチャシラを最初に開示したかについては、後に述べるスハルト体制期のパンチャシラ関連政策との関係で1981年に議論が巻き起こり、改めてこの国体問題が抱える意味の大きさを示すことになった<sup>(24)</sup>。本章では後のインドネシア政治との直接の関連性が小さいことから、ヤミンとスポモの演説内容は扱わないことをまず断っておきたい。

1945年6月1日のスカルノ演説はパンチャシラという言葉が最初に登場したものであった。同時に一般に流布した見方では、これがインドネシア人個人による最初で最後のパンチャシラの開示であったとされている<sup>(25)</sup>。以降は委員会や議会を通した複数の人間の協議によるパンチャシラの定式化が行われることになる。

その第1のステップとなったものが、独立準備調査会が憲法前文の起草を目指して組織した「九人委員会」（Panitia Sembilan）による「ジャカルタ憲章」（Piagam Jakarta）の採択（6月22日）であった。憲法前文にすべく作成されたこの憲章の第4段落に見られる5つの理念は(1)「イスラム教徒にはイスラム法の遵守を義務とする神性」（Ketuhanan, dengan kewajiban menjalankan syari'at Islam bagi pemeluk-pemeluknya）, (2)「公正で文化的な人道主義」（Kemanusiaan yang adil dan beradab）, (3)「インドネシアの統一」（Persatuan Indonesia）, (4)「協議と代議制において睿智によって導かれる民主主義」（Kerakyatan yang dipimpin oleh hikmat kebijaksanaan dalam permusyawaratan/perwakilan）, (5)「インドネシア全国民に対する社会正義」（Keadilan sosial bagi seluruh rakyat Indonesia）である。

ここでとくに重要なことは、これが複数の代表によって作成された最初の

パンチャシラのテキストであることに加えて、第1の理念のなかでインドネシアの「宗教」人口において多数派を形成するイスラム教徒の義務が明示されていることである。「宗教」上の多数派への配慮をあえて行ったことが、後に触れる「1945年憲法」公布時のいきさつもあり、1956～59年にかけての制憲議会 (Konstituante) においてパンチャシラに関する議論が紛糾する根拠になったのである<sup>(26)</sup>。

「1945年憲法準備文書」によると、独立準備調査会の第2回会議（1945年7月10日～7月16日）で設置された「憲法起草委員会」(Panitia Perancang Undang-Undang Dasar)において、第29条2項に規定された「宗教」の自由に関する条文に触れられるが、そこに「宗教」と並立してジャワ神秘主義(クバティナン<Kebatinan>)を指すとされる「信仰」という言葉が挿入され、「ジャカルタ憲章」のイスラム色が薄められている<sup>(27)</sup>。一方、「ジャカルタ憲章」は前文として採用され、イスラム教徒の義務と大統領の「宗教」がイスラムであることを規定した部分は7月15日に提出された憲法案には残ったままになっていた。また、基本的人権を本文に明記する必要性については、それが政府と国民が協調し合う「家族主義」(kekeluargaan)の原則と対立すると主張するスボモおよびスカルノの反対により実現しなかった<sup>(28)</sup>。

1945年8月18日、独立準備委員会 (Panitia Persiapan Kemerdekaan Indonesia) が公布した「1945年憲法」の前文には複数の代表が作成したパンチャシラの第2のテキストが含まれている。「ジャカルタ憲章」同様、第4段落に現れるこの憲法前文の5つの理念は、先に述べたように現在パンチャシラの正文とされているものである。それは次のように表現されている。

(1) Ketuhanan Yang Maha Esa, (2) Kemanusiaan yang adil dan beradab, (3) Persatuan Indonesia, (4) Kerakyatan yang dipimpin oleh hikmat kebijaksanaan dalam permusyawaratan/perwakilan, (5) Keadilan sosial bagi seluruh rakyat Indonesia.

このテキストは、第1の理念を除けば、先にみた「ジャカルタ憲章」と同一のものである。「ジャカルタ憲章」の第1の理念の第2の単語以下7つの単

語が、「唯一至高なる」(Yang Maha Esa) の3語に置き換えられたところにのみ有意の違いが認められる<sup>(29)</sup>。修正の経緯はおよそ次のようにいわれている。

「日本軍の降伏後、わずか2日後にインドネシアの独立が宣言され、その翌日『1945年憲法』が公布されたのであるが、公布の前日(17日)夕刻、1人の日本海軍将校がハッタと面会し、海軍民政府のキリスト教徒とカトリック教徒がイスラム教徒の義務を明示した『ジャカルタ憲章』の7つの単語に関し、大きな懸念を抱いていると伝えた。彼らは、イスラム教徒の義務のみをこのような重大な文書に記すことは、『宗教』上のマイノリティーを差別することになると主張したが、ハッタは当初、その部分はイスラム教徒のみを拘束するもので、『九人委員会』のキリスト教徒代表者マラミス(A. A. Maramis)も反対しなかったと反論した。しかし、最後には、民族分断の可能性を力説する海軍将校にハッタは修正を約束することになった。翌日午前中に行われた独立準備委員会の会議前の4名のイスラム代表との根回しにおいて7語はYang Maha Esaの3語に取って換えられ、イスラムに触れた条文はすべて抹消されることになった。」<sup>(30)</sup>

日本軍から武器を奪ったインドネシア青年たちは、その後4年以上にわたって連合軍および宗主権の回復をもくろむオランダに対し独立戦争を繰り広げた。国際世論の支えもあり、1949年12月のハーグ円卓会議において、インドネシアは政治的主権を獲得し、翌年1月31日には、「インドネシア連邦共和国憲法」(Undang-Undang Dasar Republik Indonesia Serikat)が公布された。その前文に記されたパンチャシラの5つの理念は、(1)「唯一至高なる神性」(Ketuhanan Yang Maha Esa), (2)「人道主義」(Peri Kemanusiaan), (3)「民族主義」(Kebangsaan), (4)「民主主義」(Kerakyatan), (5)「社会正義」(Keadilan Sosial)であった。このテキストを「ジャカルタ憲章」および「1945年憲法」前文と比較してみると、各理念の順序は変わらないものの、表現が修飾語句を削ったことで著しく簡略なものになっていることがわかる。单一共和国が成立した1950年8月、独立以降第3番目にあたる憲法「1950年イン

ドネシア共和国暫定憲法」(Undang-Undang Dasar Sementara Republik Indonesia 1950) が公布されたが、その憲法前文に記されたパンチャシラも「インドネシア連邦共和国憲法」の前文にあるものと全く同じ表現であった。また、両憲法の前文は「神の祝福を受けて……」の「神」に相当する単語が「1945年憲法」の“Allah”から一般的な神の概念を指す“Tuhan”に変更された<sup>(31)</sup>。一方において、「前文」に相当する単語が「1945年憲法」にみられる古来からのインドネシア語“Pembukaan”からアラビア語起源の“Mukhadimah”に変更された<sup>(32)</sup>。

以降、1959年7月にいたるまで「1950年インドネシア共和国暫定憲法」に基づく西洋的議会制民主主義が導入されることで、政党が政府を動かす力を与えられ、内閣が相次いで興亡する不安定きわまる政治が50年代を通して続くことになった。加えて、全人口の約3分の2が住むジャワ島中心の政治に対する反抗や分離独立運動が頻発した。1955年に実施された第1回総選挙においても多数派といえる票数を得た政党が一党もない結果に終わり、イデオロギーのそれぞれ異なるインドネシア国民党(Partai Nasional Indonesia)（得票率22.3%）、マシュミ党(Masyumi)（同20.9%）、ナフダトゥール・ウラマ党(Nahdatul Ulama)（同18.4%）、インドネシア共産党（同16.4%）の4大政党が対立しあう状況が続いた。

このようななかで、制憲議会（1956年11月～59年6月）において憲法制定のための議論が闘わせられたが、「ジャカルタ憲章」を憲法の前文にし、第29条に「1945年憲法」で消された7語を復活させようとするイスラム諸政党は、59年5月の同憲章への支持投票では総数466票中201票を獲得するにとどまり、「1950年インドネシア共和国暫定憲法」に規定された決議に必要な票数である3分の2を得ることができなかった。また、「1945年憲法」への復帰を望む議員の獲得票数も、3回の投票のうち全体からイスラム諸政党の数値を差し引いた数にほぼ等しい263～269票となり、これも3分の2に到達できなかつた<sup>(33)</sup>。

制憲議会がこのような危機的状況に陥ったため、スカルノは国軍とインド

ネシア国民党の力添えで、かねてから主張していた「1945年憲法」への復帰<sup>(34)</sup>、制憲議会の解散ならびに暫定国民協議会(M.P.R.S.)と暫定最高諮詢委員会(D.P.A.S.)の設置を1959年7月5日に宣言した。また、「ジャカルタ憲章」は「1945年憲法」に生命を与える(menjiwai)もので、それと連携していること(rangkaian-kesatuan)を公式に発表、成文化した。これが、「1959年7月5日大統領布告」(Dekrit Presiden 5 Juli 1959)と名付けられた「1959年第150号大統領決定」(Keputusan Presiden R.I. No. 150/1959)である。同月22日には、国会(D.P.R.)がこの布告を満場一致で採択した<sup>(35)</sup>。

スカルノが終身大統領として独裁体制を築きあげた指導民主主義期(1959~65年)のインドネシアは、冷戦状態にあった国際環境を背景に、政党や政党的傘下にあった団体・組織を通して国民の政治動員がきわめて大規模に行われた時期であった。とくに、インドネシア共産党とその傘下組織の躍進には著しいものがあり、インドネシアの左傾化を予測する国際世論も多かった。

この時期においては行政府の権限が強大な「1945年憲法」の規定により、大統領の地位がいやがうえにも高められた。スカルノの呪文じみた政治スローガン<sup>(36)</sup>は多くの国民を動員し、大統領、国軍、インドネシア共産党による三極構造の政治バランスは、実際には今にも崩れそうな不安定さを覗かせていました<sup>(37)</sup>。パンチャシラは党利党略に利用される一方で、政府によって議論が禁じられ聖域化されることになった。また、各々の政治勢力はそれぞれ異なるパンチャシラの解釈を行っていたため、その理念は形骸化の一途をたどることになった。

スカルノ自身はパンチャシラの各理念をさまざまな演説のなかで取り上げていたが、5つの理念の順序に一貫性はみられず、その解釈もスカルノ個人の歴史観と政治観を補完するものでしかなかった<sup>(38)</sup>。当時、政治闘争の武器として、また大衆動員を促すドグマとして、はるかに強力だったものが大衆の草の根にまで浸透したイスラムであり、階級闘争を訴える共産主義であり、官僚層に多大の影響力をもったインドネシア国民党の民族主義であったとい

えよう。

このような状況下にあって、インドネシア共産党が仕掛けたとされるクーデター（9・30事件）が1965年10月1日未明に発生し、インドネシアは大転換期に向かうことになる。

### 第3節 スハルト体制期のパンチャシラ関連法と国民の対応

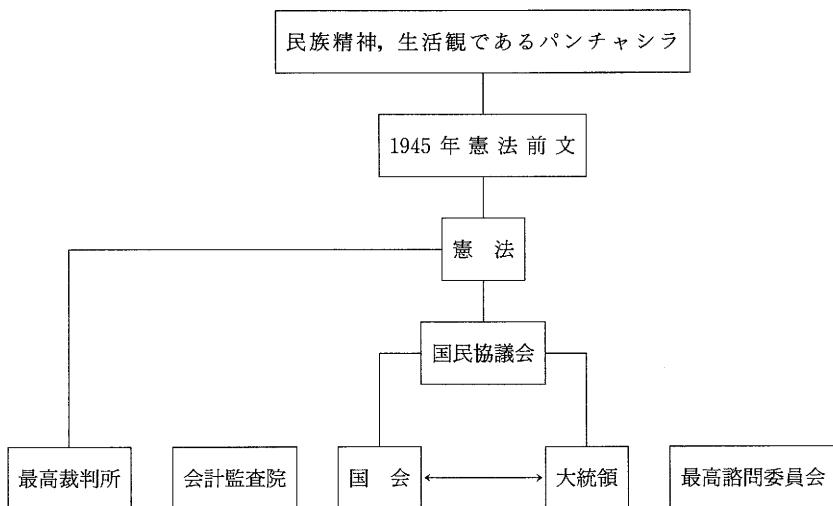
#### 1. 「道徳教育」と「研修講座」

9・30事件の鎮圧に成功したスハルト (Soeharto, 当時陸軍戦略予備軍司令官) は、混乱のなかで一歩ずつ国内秩序の再構築に取り組むことになった。無血クーデターといわれた1966年3月の「3月11日命令」(Super Semar) は、実質的にスカルノからスハルトへ権力が委譲されることになった時代の区切りとみることができよう。その翌日にはインドネシア共産党が非合法化され、スカルノの支持母体のひとつひとつが切り崩されていった。

新しい環境のもとで開催された1966年6月のゴトン・ロヨン国会 (D.P.R. Gotong Royong) においてはスハルト体制の基幹に関わる重要な覚書 (memorandum) が採択されることになった。それは、(1)法秩序の淵源 (Sumber-tertib hukum), (2)法体系概説 (Tata urutan perundangan), (3)国家権力構造概要図 (Schema susunan kekuatan didalam negara) (図1参照) の3点に関する覚書である<sup>(39)</sup>。とくに、(1)においては「1959年7月5日大統領布告」の国会採択 (1959年7月22日) を受けて、「1945年憲法」復帰は国民の総意であったことが確認されている<sup>(40)</sup>。この覚書は7月5日の「1966年第20号暫定国民協議会決定」に盛り込まれ、正確に7年を経た後にパンチャシラの正文は「1945年憲法」の前文に記された5つの理念であることが法的に再確認されることになった。

1967年3月には、スカルノの解任が決議され、スハルトが大統領代行に就

図1 インドネシア共和国権力構造概要図



(出所) *Ketetapan-Ketetapan M.P.R.S. Hasil Sidang Umum Ke-IV Tahun 1966* [暫定国民協議会決定 1966年第4本会議の成果]. Djakarta: C.V. Pantjuran Tudjuh, n.d., p. 71.

任した。翌年3月の暫定国民協議会において、スハルトは正式にインドネシアの第2代大統領となり、同月末には経済援助を要請するために日本を公式訪問した。そこでスハルトは「新秩序」(Orde Baru)が経済を中心とした総合的「開発」(pembangunan)に重点を置いていることを国内同様に明らかにした。スハルトは、この「新秩序」の草創期以来、政権の基本方針が「パンチャシラと1945年憲法の純粹かつ一貫した実践」(Pengamalan Pancasila dan UUD 1945 secara murni dan konsekwen)にあることを繰り返し表明してきた。

1971年7月に実施された第2回総選挙において与党としての機能を果たすゴルカル(Golkar〈職能集団〉)が圧勝することで、スハルトは大きな自信を得、スカルノ時代にはみられなかつたいくつかの独自の政策を実施していく。本節ではとくに、政権の正統性を支える理念基盤(landasan idil)であるパンチャシラに関連した法律の内容と国民の対応をみていくこととする。

「新秩序」期におけるパンチャシラ関連政策は、国民個人と団体・組織を対象にしたものとに分けることができる。それは両者に対して、政府がトップ・ダウン型に指導するところに顕著な特質がみられる。

前者の皮切りとなった政策は「パンチャシラ道徳教育」(Pendidikan Moral Pancasila, 以下「道徳教育」と略)の必修化であった。これは小学校から高校にいたるすべての段階において、全生徒を対象にパンチャシラの理念に関する一種の公民教育を実施するものであった。

歴史を振り返ってみると、1950年に制定された学校教育基本法の第4条において、教育の基本が「①パンチャシラの諸原則と②インドネシア共和国憲法、ならびに③インドネシアの民族文化に置かれる」<sup>(41)</sup>と規定されており、パンチャシラは共和国の発足年からすでに教育の基本のひとつとしての地位を得ていたことがわかる。その後、パンチャシラは一貫して教育理念の中核として位置づけられてきた。しかし、具体性を欠いた理念であるがゆえに、時代時代のさまざまなイデオロギーと結びつけられて解釈が行われてきた。なかでも指導民主主義期においては「社会主義の建設」と「ナサコム」、「新秩序」期には「開発」<sup>(42)</sup>と頻繁に結びつけられることになった。

「道徳教育」は、「1973年第4号国民協議会(M.P.R.)決定」として採択された国策大綱(GBHN)にその実施が明記されたことに端を発している。ここにおいてパンチャシラという言葉が正式教育科目に初めて登場する運びになったのである。1975年にはカリキュラムが編成され、週2時間の授業が設定されていたが、5年の準備の後、80年にいたってようやく最初の教科書が編集され一斉に実施され始めた。1984年に新しく「民族闘争史教育」(P.S. P.B.)を加えた小学校のカリキュラムは表1にみる構成になっている。1980年以来、書店には「道徳教育」の各学年用の教科書、定期試験や進学、公務員採用などの受験参考書、資料集、ならびに問題集が所狭しと並ぶ状況がみられるようになり、それに便乗したかのようにパンチャシラ関連の研究書も増えていった。

この「道徳教育」の必修化は、その背景に政治の表舞台から去りつつあっ

表1 インドネシアの小学校カリキュラム（1984年）  
 (週あたり授業時間) (単位: 授業時間数)

科 目	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
(基本プログラム)							
宗 教 教 育	2	2	2	2	2	2	12
パンチャシラ							
道 德 教 育	2	2	2	2	2	2	12
民族闘争史教育	1	1	1	1	1	1	6
インドネシア語	7	7	7	7	7	7	42
インドネシア史							
世 界 史	—	—	—	1	1	2	4
社 会	1	1	1	2	2	2	9
算 数	6	6	6	6	6	6	36
理 科	2	2	3	3	4	4	18
保 健 体 育	2	2	2	2	2	2	12
芸 術	2	2	2	2	2	2	12
技 術	2	2	4	—	—	—	8
(選択プログラム)							
手 作 業	—	—	—	3	3	2	8
芸 術	—	—	—	3	3	2	8
体 育	—	—	—	3	3	2	8
地 方 語	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(12)
計	27 (29)	27 (29)	30 (32)	31 (33)	32 (34)	32 (34)	179 (191)

(出所) 西村重夫「インドネシア多様性の中の統一をめざす教育ー」(馬越徹編『現代アジアの教育ーその伝統と革新ー』東信堂, 1989年) 139ページ。

た独立戦争を戦った「1945年世代」(Angkatan '45) の精神を次世代、さらには孫の世代に授ける意図があったことは明らかであろう。より重要なことは、9・30事件を契機にした「宗教」教育の強化が各自の「宗教」に熱心になるあまり、「宗教」間の摩擦や対立を増やす危険性を孕んでいたことにある。「道徳教育」はそれとのバランスをとるために登場したということができよう<sup>(43)</sup>。

パンチャシラという国民統合の象徴を冠した道徳教育科目は、それまでの公民教育科目に比べ一段と強い国家観、インドネシア民族観を植えつける効

果があった。また、就学率の急速な上昇はその効果に拍車をかけ、上級学校への進学熱は「道徳教育」の長期の学習を習慣化することになったのである。

個人レベルのパンチャシラ関連政策で「道徳教育」と並行して実施されてきたのが「『パンチャシラの理解と実践の指針』研修講座」(Penataran Pedoman Penghayatan dan Pengamalan Pancasila: Penataran P-4, 以下「研修講座」と略)であった<sup>(44)</sup>。第1節で解説した「指針」は、「1978年第2号国民協議会決定」として投票によって採択され、協議による全会一致原則が政権成立後、初めて破られた背景をもつ。その原因は、開発統一党 (Partai Persatuan Pembangunan) 会派の強い反発が同党の議場退出 (walk out) を引き起こしたことにある。同党は国民協議会決定という「1945年憲法」に次ぐ拘束力をもつ法律ではなく、「一般法」(undang-undang) レベルでの承認を主張していたのである。パンチャシラがこのような2種類の最高レベルの法律に記載されることによって、イスラムを原則とする同党が衰退を余儀なくされることは明白であった。また、同党は他の国民協議会内の委員会において討議されていた「インドネシア青年国民委員会」(Komite Nasional Pemuda Indonesia) と「唯一至高なる神への信仰」(Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa, 以下「信仰」と略)<sup>(45)</sup>を含む国策大綱にも反対票を投じた。このように1978年の国民協議会を揺るがした「指針」の特質と「研修講座」の実施状況について、次にみていくことにする。

「指針」は別名として「五つの願望を一つにした誓い」(Ekaprasetia Pancakarsa) という古語からなる雅名をもち、パンチャシラの公定解釈としての機能を果たす重要な文書である。「指針」作成に先立ってスハルトは、「ジャカルタ憲章」に署名したハッタ、スバルジョ (A. Subardjo), マラミスの3名、さらには法学界の権威であったスナリオ (Sunario) とプリンゴディグド (A. G. Pringgodigdo) の計5名に働きかけ、「指針」の叩き台となるパンチャシラの正統な理解のための資料を作成させた。同資料は単行書『パンチャシラ解説』(Uraian Pancasila) にまとめられ、「指針」の重要な参考資料となった。

「指針」は実施の目的を示した序文、パンチャシラの正文とその解説から

成る本文、結語、および補足解説から構成された簡潔な文書である。最後の補足解説には、パンチャシラの第1の理念が国家による「宗教」や「信仰」の強制ではなく、人間の基本的権利のなかで最も基本となるもののひとつであることが記されている<sup>(46)</sup>。5人の長老(sesepuh)たちが作成した『パンチャシラ解説』が125ページの本であるのに対し、「指針」はわずか7ページの文書にすぎない。

ここでとくに注目されることは「指針」に前置された決議文に、「指針」はパンチャシラの「解釈」(tafsir)ではなく、パンチャシラの「要約」(rumusan)であると記されていることである<sup>(47)</sup>。このことがパンチャシラの「解釈」は国民一人一人に委ね、政府は手本のみを示すことにとどまるることを意味すると考えるのは、言うまでもなく全くの早計である。国民協議会決定という憲法に次ぐ法律に定めたということは、パンチャシラの勝手な「解釈」を戒め、政府が正統と判断する模範的「解釈」(たとえそれが「要約」と規定されていても)に従うことを義務づけたことを意味していた。「要約」は、たとえば「定義」や「本義」などと比べたその語感の柔らかさとは裏腹に、官僚機構を総動員した国民への定着化が行われることになる。次にその実施状況に触れておきたい。

「研修講座」はこの「指針」に加えて、「1945年憲法」、国策大綱、国民協議会決定、ならびにスハルトによる独立記念日前日の国会演説、年頭の次年度予算説明演説など政策の基本に関わる演説が教材となっている<sup>(48)</sup>。第3次開発五ヵ年計画期(1979/80～83/84年)に入ると、「研修講座」は公務員とその妻、中学生から大学生にいたるまでのすべての新入生を対象に実施される一大国家事業となり、公務員と大学生は延べ100時間、公務員の妻は約30時間が義務づけられた。一国立大学で実施された「研修講座」の日程は、表2にみるように相当な過密スケジュールになっている。

「道徳教育」と異なり、このように「研修講座」は学校教育外にも適用されるため、「指針実施・教育指導局」(Badan Pembinaan Pendidikan Pelaksanaan P-4: BP7)という政府直轄の機関が第3次開発五ヵ年計画の初年度

表2 ガジャマダ大学1984／85学事年度新入生を対象に実施された  
「研修講座」の日程表

日付	曜日	科 目	時間数
1984年8月4日	土	開講式とオリエンテーション	
5日	日	休み	
6日	月	「指針」に関する講演と質疑応答	8
7日	火	「1945年憲法」に関する講演と質疑応答	8
8日	水	「1983年国策大綱」に関する講演と質疑応答	8
9日	木	「研修講座」資料の掘り下げ	8
10日	金	「指針」に関するグループ討論	7
11日	土	「1945年憲法」に関するグループ討論	8
12日	日	「新秩序」10年の開発（記録フィルム上映）	1.5
13日	月	「1983年国策大綱」に関するグループ討論	8
14日	火	「指針」に関するクラス討論	8
15日	水	「1945年憲法」に関するクラス討論	8
16日	木	「1983年国策大綱」に関するクラス討論	8
17日	金	休み（インドネシア独立記念日）	
18日	土	休み	
19日	日	休み	
20日	月	「指針」を題材にした役割劇、各学部主催の講演と討論	7
21日	火	「指針」、「1945年憲法」、「1983年国策大綱」および各学部作成教材に関するレポート作成と試験	8
22日	水	「指針」、「1945年憲法」、「1983年国策大綱」に関する全体討論	7.5
		計	103

(出所) Gadjah Mada, Universitas. Panitia Pelaksana Penataran P-4 Pola Pendukung 100 Jam [ガジャマダ大学 100時間型研修講座実行委員会], Buku Panduan Penataran P-4 Pola Pendukung 100 Jam bagi Mahasiswa Baru Tahun Akademi 1984/1985 [1984/1985 学事年度新入学生用100時間型研修講座案内書]. Yogyakarta, 1984, pp. 25-28から作成。

(1979年)に設立され、研修事業を監督することになった<sup>(49)</sup>。各官庁ごとに作成された「指針」マニュアルのうち、労働省がまとめた一冊は全国共通の労使関係の在り方を規定しており、外国人労働者のために英訳本が出版されている<sup>(50)</sup>。また「研修講座」が課すレポートと試験の合格者に対しては前記指

導局から修了証が授与されるとともに、その成績は公務員の採用・任官試験と勤務評定においてきわめて重視されている<sup>(51)</sup>。

先に触れたように「研修講座」の教材は、現政権の存立基盤と基本政策にかかわる文書がそのままの形で使用されている。その当然の結果として、現政権の政策を政権が考えていることにより近づけて理解することが、入学試験や任官試験の成績を上げる状況が生まれることになった<sup>(52)</sup>。「研修講座」の内容と実施状況をみるかぎり、国民の政府政策への知識と理解を深めることこそ、インドネシア国民としての資質を高めることに帰結することになる。そこにどのような背景と意味が見いだせるかについては、第4節で取り上げることにする。

## 2. 「唯一原則」と「政治5法」

1970年代には、国民個人を対象にパンチャシラ精神の徹底的涵養をはかることに着手された。「道徳教育」実施の決定（1973年）、「指針」の制定（78年）がそれである。1980年代に入ると、それに加えて社会・政治団体（organisasi sosial politik）と大衆団体（organisasi massa）がパンチャシラ普及の対象として浮かび上がってきた。

まず、スハルトは1980年3月27日、リアウ州の州都プカンバル（Pekanbaru）における国軍の集会で、「国軍は『1945年憲法』とパンチャシラの改変を容認せず、必要な場合には武器を取る」ことを強調した<sup>(53)</sup>。4月16日には東ジャカルタのチジャントゥン（Cijantung）における特殊作戦部隊（Kopassandha）の記念式典で、「国軍は国防治安勢力としてパンチャシラと『1945年憲法』に基づくインドネシア共和国を護持するため、ためらいなく武器を使用する」と同様の発言を繰り返した<sup>(54)</sup>。これらの演説の内容に対しては後に述べる「50人請願」（Petisi Limapuluh）グループからの強い反発がみられた。

1982年3月のジャカルタのバンテン広場における総選挙キャンペーン中の騒乱を受け、スハルトはますますパンチャシラの普及を徹底化することに

なった。そしてついには、インドネシアにおけるすべての社会・政治団体はパンチャシラを唯一の原則とするべきことを1982年8月の独立記念日前日の国会演説において呼び掛けた<sup>(55)</sup>。この呼び掛けは「パンチャシラ唯一原則」(Asas Tunggal Pancasila, 以下「唯一原則」と略)を盛り込んだ国策大綱として法案化され、1983年3月の国民協議会において採択された<sup>(56)</sup>。

パンチャシラ以外の原則をもつ団体として大きな勢力を有していたのは、イスラムを原理とする諸々の社会・政治団体であり、最も強い抵抗感を表明したのもこれらの団体の一部であった。まず、ナフダトゥール・ウラマは、反対の強かったキリスト教団体より一足先に1983年12月「唯一原則」の受入れを決定し、ムハマディア(Muhammadiyah)は第1の理念が「タウヒード」(tauhid〈神の唯一性〉)を表明したものとの解釈のうえ、85年末の全国大会で受け入れた。イスラム学生協会(H.M.I.)の「唯一原則」法案に対する反発は、正統派、改革派イスラムとしてインドネシアのイスラム界を二分する上記2大勢力とは異なり、きわめて激しいものであった<sup>(57)</sup>。

1985年に入ると「唯一原則」は「一般法」レベルで具現化されることになる。それは1984年6月に、「唯一原則」に関わる「政治5法」案(総選挙法、国民協議会・国会・地方議会構成法、政党・ゴルカル法、国民投票法、大衆団体法<sup>(58)</sup>)が国会に提出され、翌年次々と公布されたことである。1985年1月と2月にそれぞれ公布された「『人民の協議・代表機関構成員総選挙に関する1969年第15号法律』の再改正に関する1985年第1号法律」(以下「総選挙法」と略)と「『政党とゴルカルに関する1975年第3号法律』の改正に関する1985年第3号法律」(以下「政党・ゴルカル法」と略)においては政治団体のシンボル・マークと原則に関して以下にみる重要な改正点が記されている<sup>(59)</sup>。

まず、「総選挙法」第18条(1)項には「……シンボル・マークは当該組織が『唯一原則』としてのパンチャシラに基づくことを表現したものとする」<sup>(60)</sup>と記され、暗に開発統一党のシンボル・マークとして使われてきたカーバ神殿を他のシンボル・マークに変えることを要求している。一方、ゴルカルのシンボル・マークは、パンチャシラの第3の理念であるプリンギンの大樹をモチー

フに第5の理念である稻と綿の花がそれを飾っており、インドネシア民主党（Partai Demokrasi Indonesia）のものは、第4の理念である野牛の頭を第3の理念と第5の理念が飾っていた。それぞれパンチャシラの各理念を象徴しているため、ゴルカルは1982年選挙時と比べて全く変更がなく、インドネシア民主党も部分的な変更ですんだ<sup>(61)</sup>。

上記の改正条項を受けた開発統一党は、1985年4月に党のシンボル・マークをパンチャシラの第1の理念を表す五芒星に変更することになった。最終的に1987年総選挙においてこの新しいシンボル・マークが使用されることになるが、開発統一党側からは79年10月の国会における総選挙法改正案の提出以来、84年の国会にいたるまで多くの反対意見が出されていた。しかし、結局のところ政府の強い意向に押し切られている<sup>(62)</sup>。

次に、「総選挙法」に1ヵ月余り遅れて1985年2月に改正された「政党・ゴルカル法」の第2条(1)項には、「政党およびゴルカルは唯一原則としてのパンチャシラを原則とする」<sup>(63)</sup>ことが新たに付け加えられた。これによってパンチャシラ以外のイデオロギーを原則とすることは不可能となった。スハルト政権は政治的に不穏な状況が生じるたびにパンチャシラに関する議論を禁じてきたが、1980年改正の総選挙法では第20条(1a) a 項に「総選挙運動においては、パンチャシラおよび1945年憲法について議論することが禁じられる」<sup>(64)</sup>と明記され、さらに85年には第20条(1a) b 項が「総選挙運動のテーマは、パンチャシラの実践として国民開発と関連する選挙参加組織の個々の政策である」と「パンチャシラの実践として」という語句が追加された。

以上の改正によりインドネシアにおいて国体論争の場は消え、1987年以降の選挙キャンペーンの争点は、開発プログラムに関する事項のみに絞られることになった<sup>(66)</sup>。ここにいたってインドネシアでは、総選挙参加組織のイデオロギー上の同質化というこれまでとは全く異なった政治局面の出現をみることになったのである。

次に、他の3法の主要部分について以下に述べることにする。国民投票法は憲法改正のための国民投票を規制することを目的としており、法的基盤で

ある「1945年憲法」の継続を意思表明した法律である。大衆団体法は、暫定的な活動を行ったり、拘束されないメンバーからなる協会やフォーラムを除いて、すべての団体がパンチャシラを「唯一原則」とすることを定めている。国民協議会・国会・地方議会構成法は、国内人口の変動による定数は正に関する規定が主な内容で、1969年の法律と同じ割合で地方議会における軍部ゴルカルと非軍部ゴルカル任命議員の占める割合が定められており、国会における割合も2%弱低下したにすぎない<sup>(67)</sup>。この3法にはそれぞれ、「1945年憲法」の改正を事実上不可能にし、大衆団体の活動理念を一元化し、政府の議会への影響力を維持しようとする意図が明白に込められていると考えられよう。

「新秩序」期のパンチャシラ関連法の発案から施行までの経過をみると、ひとつの法を施行するのに用意周到な手続きを踏み、最後には実現させていくことがわかる。たとえば、「道徳教育」実施の決定から教科書編集に7年、政党とゴルカルのシンボル・マークの統一に6年という長い年月がかかっている。政府の権力が強大であるにもかかわらず急がず、波風を最小限におさえた、ジャワの諺で言う「のろくとも着実」(Alon-alon asal kelakon)な施行をここにみることができる。ただひとつ急速に進められたと感じられるのは、「唯一原則」の提唱から「政治5法」の最終ランナーであった大衆団体法の施行にいたるまで、わずか2年10ヶ月しか要しなかったことだけである。「新秩序」の草創期、「1966年第20号暫定国民協議会決定」として法的地位が定められてから19年後、「政治5法」の公布によってついにパンチャシラは実質的にも全国民の生活に深く関与することになったのである。

### 3. パンチャシラ関連法への反抗

これまでいくつかの例をみてきたように、パンチャシラ関連法にはすべての国民が賛意を示したわけではなかった。ここでは、いくつかのパターンに分けられるパンチャシラ関連法に対する国民の反発と反抗を振り返ることに

する。

1978年3月の国民協議会における開発統一党議員による議場退出事件についてはすでに触れたが、これはインドネシア政治史上、パンチャシラがかつてなく高い地位を占めることに対する懸念の表明であった。加えて、1973年国民協議会決定に引き続き、ジャワ神秘主義を源泉にした「信仰」が、国策大綱の中で「宗教」と並んで開発政策の対象となったことが同党の危惧感をいっそう深めることになった。ただし、後者については「信仰」はインドネシア文化の一部として位置づけられ、「信仰」の管轄官庁を新たに教育・文化省に設置することで一応の決着をみた。また、第3次開発五カ年計画の章割りにおいては「宗教」と「信仰」が分離され、「信仰」が新「宗教」を目指すものではないことが明記された<sup>(68)</sup>。

これらの政治的駆け引きに加えて、「研修講座」が実施され始めた1970年代末以降、とくにその徹底した普及政策が進められていた80年代前半においては、国軍の反主流派、イスラム指導者、さらにはイスラム過激派たちの反抗が相次ぐことになった。それは文書を通した請願や反政府テロのかたちで顕在化した。そして、1984年にはイスラムの潜在力を爆発させた民衆暴動が起ることになる。ここではまず、請願書によるパンチャシラ関連法への反発からみていくことにする。

1980年5月、スハルトのプカンバルとチジャントゥンにおける演説を憂慮した国会議員50名は、スハルト政権下で行われているパンチャシラ関連政策が建国時の理念から逸脱していることを指摘したとされる請願書を国会に提出した。同請願書の署名者からなる「50人請願」グループは、将校クラスの反主流派の軍人たちを中心にしており、文書の内容は公表されなかった。この事件は、政権を牛耳る国軍の反主流派という対抗エリートによるパンチャシラ関連政策への強い反発を示した事件であった。その後、署名者たちは政府によって国外渡航を禁じられたばかりでなく副業ビジネスに対する融資も凍結され、政治の表舞台から締め出されることになった<sup>(69)</sup>。

1983年7月には、「唯一原則」が同年3月の国民協議会で採択されたことを

受けて、旧マシュミ党のシャフルディン・プラウィラヌガラ (Sjafruddin Prawiranegara)<sup>(70)</sup>が一通の書簡をスハルトはじめ政府高官やマスコミに送った。その書簡はコーネル大学が出すインドネシア専門誌*Indonesia*に英訳され、目の目を見ることになった<sup>(71)</sup>。

書簡の要旨は、1945年6月1日のスカルノ演説こそパンチャシラを理解する出発点であり、それは政治的であれ社会的であれ団体や組織の基盤になるよう意図されたものではなく、「唯一原則」は政府がいう国民統合と社会改善の達成とは全く逆の結果をもたらすことになるというものであった。同書簡はとくに、パンチャシラのみに基盤をもつ国家は、イスラムが本来もつ社会性を失わせるとし<sup>(72)</sup>、そのことに対する強い懸念を表明している<sup>(73)</sup>。また、パンチャシラは国家哲学であって、パンチャシラというターム自体は「1945年憲法」のどこにも記されておらず、本来、国民を縛るものは憲法を頂点とした法であることが指摘されている<sup>(74)</sup>。さらには、多くのイスラム関係団体が抱く懸念と同質の懸念、すなわちパンチャシラが「宗教」に取って代ることから生じるであろうネガティブな社会変化(アルコール飲料、麻薬、犯罪、汚職の蔓延、性の退廃)が書き連ねられ<sup>(75)</sup>、イスラムこそがこれらの問題に対処する確固とした教義をもつという含みを感じさせる内容になっている<sup>(76)</sup>。

イスラム団体を中心とした国民の批判に対し、政府はその後粘り強い説得と厳しい措置を絡めた施策を行った。まず、各団体に対し「宗教」とパンチャシラは矛盾せず、お互いに補完しあう関係にあることを幾度となく説明した<sup>(77)</sup>。一方において、1985年に公布された大衆団体法にはパンチャシラを唯一の原則としない団体に対し2年の猶予期間をおいた活動凍結処分を盛り込んだ<sup>(78)</sup>。この大衆団体法の施行に加えて、浮遊化したイスラム勢力のゴルカルへの取り込みが行われた結果、開発統一党を支持していた有権者は大量に切り崩されることになった。ゴルカルが1982年総選挙の得票率64.3%を73.2%に押し上げ、開発統一党が27.8%を16%に激減させた1987年総選挙はそれを如実に証明している。

次に、きわめて少数派によるものであるが、パンチャシラ関連法への反抗

の一パターンを示す反政府テロについてみていくことにする。

「研修講座」が実施に向かって第一歩を踏みだした1979年は、第3次開発五ヵ年計画が実施され始めた年であると同時に、イラン革命によってiran・イスラム共和国が樹立した年でもあった。インドネシアにおいても、その影響を受けたイスラム過激派によるテロ事件が同年以降続発することになった。

まず、ワルマン (Warman) 率いる「コマンド・ジハッド」 (Komando Jihad) は、パンチャシラと「1945年憲法」に反抗し多くのテロと掠奪行為を働いたが、1980年の終わりに鎮圧された<sup>(79)</sup>。一方、ワルマンと同じ系統に属するというイムラン (Imran) は過激派集団「イスラム・ジュマアッ」 (Islam Jemaah) を率いて、パンチャシラと「1945年憲法」をイスラム法 (syari'at) に換えるべきことを西ジャワの複数のモスクで訴え、1980年にはその信奉者はジャカルタ、バンドン、チマヒ、スラバヤ、マランなどの都市に拡大していった。イムランはある種の「イスラム革命」を夢見、武装化するための資金と武器を集めようとしていた。1981年3月にはメンバー14人がバンドンの警察署 (kosekta) を襲撃し、警官4人を殺害して5人の拘置者を連れ帰った。さらに2週間後には、5人のメンバーがガルーダ航空機をハイジャックし、バンコクのドン・ムアン空港に着陸させ、1000万米ドルと拘置中のメンバーの解放を要求した。しかし、65時間後にインドネシアの特殊作戦部隊とタイ軍の協力により5人とも射殺され、事件の決着をみた。イムランは翌月逮捕され、1983年3月に処刑された<sup>(80)</sup>。

1984年9月、まさに「政治5法」案が国会で審議されていた頃、首都ジャカルタの港湾地区において74年1月のマラリ事件 (Malapetaka Limabelas Januari) 以来といわれる大規模な暴動が発生した。港湾名をとってタンジュン・プリオク事件 (Peristiwa Tanjung Priok) と呼ばれるこの暴動は、とくに大衆団体法が契機になった住民と軍との大規模な衝突事件であった。反政府テロからいったん離れて、インドネシア中に衝撃を走らせたこの事件の内容を次にみていくことにする。

発端となったのは、同港湾地区のモスクにイスラム教徒の女性がヘジャブ(jilbab)を含めた宗教装束をするよう訴えた貼り紙を一人の治安兵が見咎め、それを黒く塗った新聞紙で覆ったことであった。治安兵の態度に憤慨した住民がそのオートバイを道の真ん中に引きずり出し火を放ったことにより、主犯4名が逮捕された。同地区の指導者アミール・ビキ(Amir Biki)は4名の釈放を求めたが拒否されたため、住民約1500人を率いて警察署を襲撃しようとした。政府の発表によると、これらの住民は大衆団体法、土地収用、家族計画、イスラム布教許可の制限などの政策を批判しながら行進し、大刀やカマで警官たちに襲いかかろうとしたため余儀なく発砲する事態になったという。その結果、アミール・ビキ以下約20人が射殺され多くの負傷者を出すことになった<sup>(81)</sup>。その後、この事件に関与したとされるイスラム過激派の指導者たちが逮捕されたが、そのなかには「50人請願」グループとつながりのある元シリワング軍管区司令官ダルソノ(H.R. Dharsono)が含まれていた<sup>(82)</sup>。

タンジュン・プリオク事件の余韻が冷めやらぬ1984年10月から翌年の1月にかけては、イスラム過激派による報復テロ事件が相次ぐことになった。10月に起こった事件はジャカルタの華人街にある銀行(Bank Central Asia)の爆破、東ジャカルタのヌードル工場爆破、サリナ・ジャヤ・デパートの放火であった。翌年1月にはボロブドゥール遺跡の爆破事件へと飛び火することになった<sup>(83)</sup>。

これらの爆破、放火事件の背景となったタンジュン・プリオク事件に対する政府の事後処理には特徴的なことがいくつかあった。まず政府は、事件後約半日という異例の短さでその全容を発表した。国軍司令官ベニー・ムルダニ(Benny Moerdani)は事件を特定の「宗教」と結びつけずに、事件の経過を事実に沿って報道することに終始した。その後ムルダニは国軍が多くのムスリムの命を奪わざるをえなかったことに対し、ジャワ各地を行脚して土地土地のウラマの理解を求め、国軍とイスラムは対立するものではないことを熱心に説いた。一方、ジャカルタ軍管区司令官トリ・ストリスノ(Try

Soetrisno, 現副大統領) をはじめ東ジャワ, アチェなどの軍管区司令官たちも, 各地のウラマたちを集めて説明会を行った<sup>(84)</sup>。情報公開の迅速さに加えて, このように融和の姿勢をイスラム指導者たちに率直に伝えたことは各界からの賛辞を受けることになった。

タンジュン・プリオク事件のよどみのない処理過程は, 「政治5法」の成立が絡んだ重要な時期であったことや, 事件が港湾地区だけで収拾できたことだけに帰するべきではないであろう。それは情報公開が遅れたり十分に公開されることのなかった1980年11月のスラカルタの反華人暴動や82年3月のジャカルタ・バンテン広場における騒乱事件当時に比べて国軍の治安・情報機能が高められ, 国軍自体がそれに自信をもつまでになったことを感じさせるものであった。

さて, 「唯一原則」の受入れ期限であった1987年にはすべての団体がパンチャシラを受け入れたといわれていたが, 89年2月にはスマトラのランブン州でイスラム国家を望むグループが治安当局と衝突し, 双方合わせて29人の死者を出した。その翌月には西ヌサトゥンガラ州のビマでも同種の事件が起こっており, イスラム過激派団体が依然として局地的に活動を続けていることが明らかになった<sup>(85)</sup>。また, イスラムが深く浸透したアチェ州においては, 1990年から翌年にかけ76年以来の分離独立運動が再発生し, 国軍が掃討作戦を続けているといわれている<sup>(86)</sup>。

これまで述べてきた反政府テロおよび暴動の首謀者の発言にはひとつの共通点を見る事ができる。それは, イムランやタンジュン・プリオク事件に関与したといわれるジャエラニ(A.K. Djaelani), さらにはランブン事件の主犯者らが主張する真の法源はイスラムのみであるとする立場である。パンチャシラは人間のつくった哲学原理であり<sup>(87)</sup>, イスラムこそが完全であり国家の基盤であるとする主張が共通してそこには存在している。パンチャシラの国民への普及が進むことになった「新秩序」期においては, 政治のうえではイスラムを含んだすべての「宗教」の上に国家イデオロギーが定位化されたとみることができるが<sup>(88)</sup>, イスラム過激派のテロは彼らが完全とみなすイ

スラム教義によってのみ社会の矛盾が解決されると思い込んだ<sup>(89)</sup>末に、全く逆の定位化を目指そうとする意思の表明であった。タンジュン・ブリオク事件は大衆団体法以外に、いくつかの政府政策に対する強い不満が背景にあったとはいえ、政治面でイスラムが急速に力を失いつつあることへの危機感が暴動の原動力として働いたといえよう。

しかし、「政治5法」によってイデオロギーの対立が完全に潰えてしまったかというと、社会、経済、法の諸側面でイスラム原理が聖域としての地位を保っている領域が存在することや、国民の政治参加への道が限られている現状からみて否定的にならざるをえない<sup>(90)</sup>。また、パンチャシラ関連法の適用と運用が急激であればあるほど国民のストレスと反発が強まる傾向にあることは、「唯一原則」をめぐる1980年代前半の政治過程にみたとおりである。

#### 第4節 パンチャシラ関連政策のもつ背景と意味

スハルト体制期の政治は、パンチャシラを国体の基盤として根づかせることに多大の力と時間が注がれてきた。そして、この時期の政治は何よりもパンチャシラ関連政策の内容と運用を中心にして展開してきたといえる。本節においてはそれらの政策が生まれた背景と意味を歴史、政治、文化の側面からできるだけ広く考えていくことにする。

まず、パンチャシラは「宗教」や価値観の著しい多様性というインドネシア国民すべてが立脚する基盤のうえで、独立宣言前後の民族主義者たちが唯一合意をみた理念であったことを再確認する必要があろう。このきわめて重みのある歴史的意義、とくに国民統合の象徴としてのパンチャシラのもつ意義は、スハルト体制期においてかつてなく活用されることになった。スハルト政権はパンチャシラの徹底普及をはかることで国民統合を促し、逆に国民の側からも同政権が独立宣言時の精神を引き継ぐ正統な後継者であることを確認させようとしたといえよう。

具体的な政治戦略面に視点を移すと、第3節を通して述べてきたように、パンチャシラ関連政策は政治化したイスラムのもつ潜在力への対策が主眼となっていた。スカルノ時代を振り返ってみても、制憲議会で「ジャカルタ憲章」を憲法前文にしようとする勢力は全議員の約4割もの数にのぼっていたし、イスラム国家を樹立しようとしたダルル・イスラム (Darul Islam) 運動の鎮圧には足掛け18年もの歳月を要したのである。このことからわかるように、その力は強大であると同時に、非ムスリムやパンチャシラを国家の基盤に据えようとする勢力にとって国民統合の脅威となることが多かった。1973年から今日にいたるまで「信仰」が国策大綱に盛り込まれ、開発五ヵ年計画の対象とされていることは、明らかに政治化したイスラムを牽制し、多数派「宗教」との政治的均衡をはかろうとする意味が込められているとみるべきであろう。

次に、政治と文化が重なりあった部分に注目してみたい。そこにはパンチャシラ関連政策の独自の意味が込められているように思われる。それは以下に述べる3つの意味である。

まず、スハルト政権が「指針」を作成したひとつの動機として、パンチャシラという理念自体が具体的未来を描かず、伝統的価値観を継承する理念であったことに注目する必要がある。このような理念は土地土地の伝統を主宰する多くの人材を通して、低コストで普及が可能だったといえる<sup>(91)</sup>。また、「指針」に記された「思いやり」、「協議による全会一致」、「相互扶助」、「家族主義」などの村落共同体に浸透した価値観は国民が馴染みやすいため、内容の面でもその導入をはかるうえで困難がつきまとわなかつたのである。

伝統価値の強調は当然、西洋で生まれたマルクス主義や自由主義思想などに反発し、自ら防波堤を築くことになる。スカルノは1954年に「自分はインドネシアの大地を掘って5つのダイヤ (berlian) を見つけただけだ」<sup>(92)</sup>と述べている。それはパンチャシラが国外で生まれたイデオロギーではなく土着のものであることを強く印象づける言葉である。「母なる大地のダイヤ」という比喩には、国民統合の象徴であるパンチャシラに土着性というもうひとつの

属性を与えたことだけでなく、象徴自体を国民生活と密着した実体あるものに変容させようとする施政者の意図を感じ取ることができよう<sup>(93)</sup>。スハルト体制もこの手法を踏襲したばかりか、政治面では外国の経験を一切無視し国内にのみ目を向けさせることで、象徴と現実との間隙はスカルノ時代よりも狭まつたとみることができる<sup>(94)</sup>。このように実体と化した象徴と国民生活が接近すればするほど、外来のイデオロギーはインドネシアに入り込む余地が狭まくるのである。

軍人と官僚が中枢を占めるスハルト政権は、何よりも政治的安定を第1の目標にしてきた。パンチャシラ関連政策は、政府の意思を浸透させることを目的にしたトップ・ダウン型の政策であり、国民はパンチャシラを日々の生活で「体得」し、「実践」する内向きの努力がひたすら課せられることになった<sup>(95)</sup>。ここにはスカルノとスプモが強調した「家族主義」の原理が政府と国民の間にも適用された結果、家父長としての政府が子供である国民を指導することを当然とする伝統的権力観をみることができよう。それはスカルノが提唱し実践した指導民主主義と基本的に相似形をなしている。第3節の3述べた対抗エリートによる地位をかけた反抗、イスラム過激派によるテロ、そして民衆暴動という限られた反抗の照準は、視点を変えるとその思想のもつネガティブな部分(ネポティズム、公益の蚕食など)が帰結する権力の集中と腐敗に向けられていたとみることも可能であろう。ともあれ、「研修講座」の実施様式には、村落共同体の人間関係を映し出すパターナリズムの国家レベルでの適用が認められるのである。

上に述べたように、スハルト体制期のパンチャシラ関連政策は総合的に理解されるべきテーマであり、さまざまな思惑と思想が絡み合っているといえる。しかし、その根幹においては、「道徳教育」や「研修講座」のテキストに使用される言葉とその理解を共有するインドネシア国民の創出こそが最終的な目標であったことは否定できないであろう。インドネシアではオランダの3世紀半の支配を受け、その巧みな民族分断政策によって国民統合が妨げられてきたという史実と、20世紀初頭以来国民国家建設のために多くの民族主

義者たちが闘争し、犠牲となってきたという神話が生き続けている。そのインドネシアにおいて、「統合」という言葉のもつ価値は現在でも他の価値観を圧倒して重いのである。スハルト体制期におけるパンチャシラ関連政策の正当性は、この「統合」の大義によって限りなく増幅されており、現在のインドネシアにみることができる思想的閉塞性と政治的自由の制限は、その大義に国家が専念することによって生み出された当然の産物であるといえよう。

## むすび

スハルト体制の草創期からパンチャシラ以外のイデオロギーを排除してきたインドネシアは、独立宣言以降の20年とは比較にならないほどの政治的安定と経済発展を達成することができた。1978年に「指針」を身にまとうことになったパンチャシラは、それと並行するかのように急速に国民に普及していった。強権的とはいえパンチャシラが法的に最高位を占めたことは、今後においてもパンチャシラがあらゆる政策の基盤となり続けることを意味している。これからポスト・スハルトの時代に向けて、このインドネシア唯一の国家イデオロギーが直面するいくつかの課題について考察を行い、本章の締めくくりとしたい。

まず、社会面と経済面では急速な都市化<sup>(96)</sup>と資本主義的経済発展パターンの浸透という2つの現実が横たわっている。「指針」に記された言葉からもわかるように、スハルト体制期のパンチャシラは村落共同体における価値観がその基盤に据えられている。それゆえ、どの程度都市型の人間関係に適応できるかが課題として存在している<sup>(97)</sup>。また「指針」や「1945年憲法」第33条では「家族主義」が強調されているにもかかわらず、資本主義経済は経済的強者の繁栄と貧富の差の拡大を生み、さらには「家族主義」と真っ向から対立する個人主義をもたらしつつある。これらは政治面における協調主義や集団主義の強さと全くの好対照をなしており、両者の間にある溝をどのように

して埋めるかがパンチャシラ実践上の重要な課題として残ってこよう。

次に世界に目を広げると、ポスト冷戦時代にあって人権、民主主義、環境などの西側先進国で生まれた価値観が人類普遍の価値観として発展途上国に多大の影響を与えつつある状況をみることができる。ポスト・スハルト期には政府がいうパンチャシラの強靭性 (keampuhan) と靈力 (kesaktian)<sup>(98)</sup>が、これらの価値観との関連においても何らかのかたちで試されることになるだろう<sup>(99)</sup>。

上に述べたことはすべてパンチャシラ第4の理念がいう「協議と代議制において叡知によって導かれる民主主義」に基づいて解決されなければならない問題であり、パンチャシラの「要約」において大きな比重を占める伝統的価値観と、変化しつつある国民の意識がそれらに対処する主体になることはいうまでもない。

[注] —————

- (1) 独立宣言以降の憲法だけでも「1945年憲法」前文第4段落、「インドネシア連邦共和国憲法」前文第3段落、「1950年インドネシア共和国暫定憲法」前文第4段落と3回にわたって記されている。
- (2) 一般に「理解」と翻訳されている“penghayatan”という単語は、概念的な理解 (pemahaman, pengertian) とは異なり、我が身で感じ取って自分のものにすることを意味している。「体得」がより適切な訳語であろう。
- (3) ただし、本文以下にみる解説文の抄訳は筆者が行ったものである。全文は「1978年第2号国民協議会決定」(Ketetapan MPR 1978 No. II) に収録されており、各種法律集に転載されている。序文と結語を除いた本文の邦訳としてイマム・ウォルヨ、コンス・クレーデン編著（山本春樹訳）『これからの中東ネシア—発展を模索するパンチャシラ社会—』サイマル出版会、1985年の巻末付録、295～298ページがある。
- (4) この理念を宗教の自由と他宗教徒への寛容性を指しているとのみ理解するのはあまりにも浅薄である。第一義として、すべてのインドネシア人が神の存在を認めたうえで、「神性」に導かれた国家運営を行うことの表明と読むべきであろう。後述するダルマプトラは“(The principle of) One Lordship”と英訳している。インドネシアは国家と宗教を完全に分離する世俗国家ではなく、また特定の宗教教義によって国家運営が行われる宗教国家でもない。その詳しい解

説は*Ensiklopedi Populer Politik Pembangunan Pancasila* [簡明：パンチャシラの開発政治事典]. 5th ed., Jakarta : Yayasan Cipta Loka Caraka, 1984, Vol. 3, pp. 24-41を参照。

(5) 「指針」を読んで核心となる概念を以下に抽出してみた。

第1の理念——有神論、「神性」に導かれた国家運営、一神論、信教の自由、他教徒への寛容精神。

第2の理念——人類の平等、人権の尊重、人類愛、他人への思いやり。

第3の理念——民族主義、国家への犠牲精神、公益の優先。

第4の理念——民族文化と慣習に従った議決方法、協議による全会一致原則、国民の権利、義務の平等。

第5の理念——家族主義的経済運営、相互扶助精神、公益に関わる経済部門の国営化。

(6) 具体性の欠如についてはMichael Morfit, "Pancasila Orthodoxy," in Colin MacAndrews, ed., *Central Government and Local Development in Indonesia*. Singapore: Oxford University Press, 1986, p. 45の他、多くの研究者の指摘がある。

(7) J.M. Van der Kroef, *Indonesia in the Modern World*, Part II. Bandung: Masa Baru, 1956. なおここで用いられたパンチャシラのテキストは「1950年インドネシア共和国暫定憲法」の前文に記されたものであるので、第2節に掲載した同テキストを参照していただきたい。

(8) フアン・デル・クルーフはパンチャシラがどのような思想的背景をもつかを検証するために、他に2つ取り上げている。それは村落共同体的コミュニズムとイスラムである。検証の結果、両者はそれぞれパンチャシラの源泉となる思想ではないとしている (*Ibid.*, pp. 199-225)。

(9) *Ibid.*, p. 227.

(10) *Ibid.*, p. 237.

(11) *Ibid.*, p. 238.

(12) *Ibid.*, p. 247.

(13) 反論の部分については、Eka Darmaputera, *Pancasila and the Search for Identity and Modernity in Indonesian Society; a Cultural and Ethical Analysis*. Leiden: E.J. Brill, 1988, pp. 165-175を参照。

(14) *Ibid.*, p. 174.

(15) *Ibid.*, pp. 174-175.

(16) *Ibid.*, pp. 181-182.

(17) *Ibid.*, p. 221.

(18) *Ibid.*, p. 176.

(19) 邦訳として日本国際問題研究所インドネシア部会編『インドネシア資料集

- (上) 1945-1959年』1972年, 1~17ページがある。
- (20) *Ensiklopedi… Vol. 4, p. 284.*
- (21) Muhammad Yamin, *Naskah Persiapan Undang-Undang Dasar 1945* [1945年憲法準備文書]. Vol. 1, n.p.: Jajasan Prapantja, 1959, pp. 88-121.
- (22) ハッタは5月31日にヤミンが行った演説は別の内容であり、「1945年憲法準備文書」に収録されたものはスカルノ演説を参考に後日なされた報告であったと指摘している (*Ensiklopedi… Vol. 4, p. 282*)。Yaminの同上書においてもスカルノ演説に後置されている。
- (23) *Sekitar Tanggal dan Penggalinya; Guntingan Pers dan Bibliografi tentang Pancasila* [日付と開示者を巡って—パンチャシラに関する新聞記事抜粋と文献目録—]. 2nd ed., Jakarta: Yayasan Idayu, 1981, p. 10.
- (24) 同上書には1981年に起った論争の新聞・雑誌記事の切り抜きが102点収録されている。
- (25) 毎年6月1日には、スカルノ信奉者たちによる「パンチャシラ誕生の日」(Hari Lahirnya Pancasila) の記念行事が行われている。
- (26) 政治的配慮とは別に、7月11日の憲法起草委員会においてウォンソヌゴロ (Wongsonegoro) は7語が国家によるムスリムへのイスラム法の強制と理解され、ファナティシズムを煽る可能性があることを指摘している (Yamin, *Naskah Persiapan… p. 259*)。
- (27) *Ibid.*, pp. 262-263ではウォンソヌゴロが第29条2項に「……および信仰」(...dan kepercayaannya) という文言を付け加えるよう提案し、議長が承認したことが記されている。スハルト体制期にはこの「信仰」というタームが根拠となって、ジャワ神秘主義の公認運動が起こることになる。
- (28) 人権の明記を主張するハッタと「家族主義」の原則に反する条項は受け入れられないとするスポモの見解は、それぞれ *Ibid.*, pp. 299, 302-303を参照。
- (29) 前文全体では時期が独立宣言後に移ったための変更と修辞上の変更がわざかに5カ所みられるだけである。
- (30) *Ensiklopedi… Vol. 3, p. 26./ Endang Saifuddin Anshari, Piagam Jakarta 22 Juni 1945 dan Sejarah Konsensus Nasional antara Nasionalis Islami dan Nasionalis "Sekular" tentang Dasar Negara Republik Indonesia 1945-1959* [1945年6月22日ジャカルタ憲章と1945年から1959年に生じたインドネシア共和国の基礎を巡るイスラム・ナショナリストと「世俗」ナショナリスト間の国民的コンセンサスの歴史]. Bandung: Penerbit Pustaka, 1983, pp. 45-47.
- (31) Yamin, *Naskah Persiapan… p. 406*には、8月18日の会議でイ・グスティ・クトゥト・ブジャ (I. Gusti Ktut Pudja) が“Tuhan”への変更を提案し、議長を務めたスカルノが異議を講ったが出されなかつたため、そのまま承認された

- ことが記されている。しかし、「指針」の参考資料や他の法令集では“Allah”的ままになっている。
- (32) このような一貫性のなきのひとつの理由は、部分的に「ジャカルタ憲章」と「1945年憲法」前文制定時の共通の理解が欠け、その記憶も民族の生死をかけた独立戦争のなかで年々薄れていったためかと思われる。
- (33) Anshari, *Piagam Jakarta 22 Jani 1945*… pp. 96-97.
- (34) 復帰の合法性については、それが制憲議会の無機能化という非常事態になされた措置であったこと、大統領は「1950年インドネシア共和国暫定憲法」第137条2項に記された3分の2を最大多数(suara terbanyak)に変える権限をもつこと、不文法がすべての成文法に存在することの3点が指摘されている。Ensiklopedi …, Vol. 1, pp. 171-172.
- (35) ダルマプトラは、ここには西洋の議会との違いがはっきりと表れていると指摘する。最後に全議員が一致協力した理由としては、制憲議会が調和やコンセンサスを重んじるインドネシア人の価値観から逸脱していたことに、「1945年憲法」への復帰が原点である1945年の独立宣言時の精神への回帰を意味していたことがあげられている (Darmaputra, *Pancasila and the Search* … pp. 158-159).
- (36) たとえば「レボルシ」(Revolusi, 革命), 「ナサコム」(Nasakom, 民族主義, 「宗教」, 共産主義の各勢力の協調路線), 「マニポル・ウスデック」(Manipol Usdek, 1959年独立記念日のスカルノ演説に示された「1945年憲法」, 社会主義, 指導民主主義, 指導される経済, インドネシアの個性), 「ネコリム」(Nekolim, 新植民地主義), 「ブルディカリ」(Berdiri, 自力更正), 「コネフォ」(Konefo, 新興諸国会議), 「アンペラ」(Ampera, 人民受難のメッセージ)などが頻繁に用いられた。
- (37) 当時の政治, 社会, 経済状況についてはたとえば, 鈴木佑司『東南アジアの危機の構造』勁草書房, 1982年, 113~121ページを参照。
- (38) たとえば1958年から59年にかけてのスカルノのパンチャシラに関する講義録を収めた, Sukarno, *Pantja Sila sebagai Dasar Negara* [国家基盤としてのパンチャシラ]. n.p.: Jajasan Prapantja, n.d.においては, 第1, 第3, 第2, 第4, 第5の理念の順になっている。指導民主主義期におけるスカルノの独立記念日の演説は, Sukarno, *Dibawah Bendera Revolusi* [革命の旗の下で]. 2nd ed., Vol. 2, Djakarta: Panitya Penerbit Dibawah Bendera Revolusi, 1963を参照。これらの演説では他国の歴史にも言及がなされ, それがもつダイナミズムとインドネシア革命との関係が強調されている。
- (39) 覚書の全文は *Ketetapan-Ketetapan M.P.R.S. Hasil Sidang Umum ke-IV Tahun 1966* [暫定国民協議会決定 1966年第4本会議の成果]. Djakarta: C.V. Pantjoran Tudjuh, n.d., pp. 57-71を参照。(1)においてはすべての

法の淵源としてのパンチャシラを筆頭に、独立宣言、「1959年7月5日大統領布告」、独立憲法（「1945年憲法」）、「3月11日命令」の歴史的意義の再確認がなされている。(2)においては法的拘束力の強い順に「1945年憲法」、「国民協議会決定」、「一般法」(Undang-Undang), 「一般法に代る政令」(Undang-undang Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang), 「政令」(Peraturan Pemerintah), 「大統領決定」(Keputusan Presiden), 「他の政令」(Peraturan Pemerintah Lainnya) のそれぞれが概説されている。

- (40) そのなかで、「ジャカルタ憲章」は7年前の布告と同様の位置づけが与えられることになったが、1968年3月の暫定国民協議会において再び「1945年憲法」の前文にしようとする動きがみられた(Allan A. Samson, "Islam in Indonesian Politics," *Asian Survey*, Vol. 8, No. 12, Dec. 1968, p. 1012)。
- (41) Indonesia, Kementerian Penerangan [インドネシア情報省], *Kitab Himpunan Perundang-undangan Negara Republik Indonesia* [インドネシア共和国法律集], Vol. 1. Djakarta, 1957, p. 1841.／西村重夫「国民教育一パンチャシラ道德教育への展開をめぐってー」(土屋健治編『東南アジアの思想』〈講座 東南アジア学、第6巻〉弘文堂、1990年) 243ページ。
- (42) たとえば、国会議員の間でよくいわれている「国民開発はパンチャシラの実践でなくてはならない」(Pembangunan nasional semestinya merupakan pengamalan Pancasila) というような「開発」とパンチャシラの実践を一如とする結びつけ方である。
- (43) 西野節男「インドネシアの国民統一と宗教・道德教育」(筑波大学比較教育研究室『第三世界における国民統一と宗教・道德教育』〈第三世界教育研究報告書〉1987年) 98ページ。
- (44) この「研修」(penataran) という言葉は、ヤシの木や岩場に取りつけられた足場を意味するジャワ語の“tatar”を語根とする。“tatar”を抽象名詞化した“penataran”は転じて「一步一步高い場所へ昇りつめていく」という意味をもち、研修過程の段階性を象徴する言葉になっている。
- (45) ジャワ神秘主義を中心としたインドネシア土着の信仰がこの範疇に入ることになった。その合法化の過程については以下を参照。高橋宗生編『クバティナンージャワ人社会の宗教伝統』アジア経済研究所、1989年、63~68ページ／福島真人「[信仰] の誕生ーインドネシアに於けるマイナーリigious斗争ー」(『東洋文化研究所紀要』第113冊、1991年1月) 155~175ページ。
- (46) *Inventarisasi dan Himpunan Ketetapan-Ketetapan MPR R.I. 1960-88* [インドネシア共和国国民協議会決定法規集1960-88年]. Jakarta: Penerbit ALDA, 1989, p. 430. わざわざ補足解説を設けたということは、それまで第1の理念に対し多くの国民の誤解があったことを物語っている。
- (47) *Ibid.*, pp. 421-422.

- (48) 1984/85年度と91/92年度の大学生を対象にした教材は、ポケット版ながらそれぞれ710ページ、783ページという分厚さである。1991/92年度版の内容をみると5年おきに改正される国民協議会決定および国策大綱の他に新しい教材が適宜加えられている。教育・文化大臣は1988年までに80万人以上の大学生が履修したと述べている (*Indonesia, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan [インドネシア教育・文化省], UUD 1945, P-4, GBHN, Tap-Tap MPR 1988, Pidato Pertanggungjawaban Presiden/Mandataris, Bahan Penataran dan Bahan Referensi Penataran* [「1945年憲法」、「指針」、国策大綱、1988年国民協議会決定、国民協議会の権限を委託された大統領就任演説、研修資料、研修参考資料]. Jakarta, 1991, p. iii).
- (49) これまで指導局長には法学専攻の官僚 (Hari Soeharto, Oetojo Oesman) や退役軍人 (Sarwo Edhie Wibowo, Soeprapto) が抜擢されている。
- (50) *Indonesia, Ministry of Manpower, Manual on the Implementation of Pancasila Industrial Relations.* Jakarta: Yayasan Triparti Nasional, 1991を参照。同書の第4章の「ガイドライン」においては「パンチャシラ労使関係は国外から輸入されたシステムもしくはメカニズムではなく、我が国の文化から発展したものである」と規定してある。また、同書を通じて「指針」に記された「相互扶助」、「統合」などの価値観の適用が随所にみられる。
- (51) 土屋健治「開発時代の国学—インドネシアのパンチャシラ論—」(岡部達味編『ASEANにおける国民統合と地域統合』日本国際問題研究所、1989年)48~49ページ。
- (52) 成績の評定基準については、同上論文、49~50ページを参照。なお遅刻の取扱いも厳しく、ガジャマダ大学の1984年度の「研修講座」においては「規律評定」(nilai disiplin) から5分遅刻するごとに1ポイントずつ減じられている。
- (53) *Angkatan Bersenjata.* 28 Mar. 1980.
- (54) *Ibid.*, 17 Apr. 1980.
- (55) *Kompas.* 18 Aug. 1982.
- (56) 「唯一原則」が盛り込まれた箇所は国策大綱のD章「開発の方向性および政策」総論(3)の部分である。文面は「……政治・社会勢力、なかんずく政党とゴルカルは唯一原則として真にパンチャシラのみに基盤をもつ政治・社会勢力とならねばならない」となっている。*Inventarisasi…* p. 590.
- (57) 1983年5月にメダンで開催された第15回イスラム学生協会総会では社会福祉担当調整相 (Alamsyah Ratu Perwiranegara) と青年・体育相 (Abdur Gafur) が出席し「唯一原則」の受入れを呼びかけたが、激しい怒号が学生側から飛び交うことになった。同協会の批判の矛先は青年・体育相が「唯一原則」を強制したことにして、国策大綱には大衆団体が対象になるとは書かれておらず、目的も不明確であることに向けられていた。Lembaga Penelitian-Pendidikan

& Penerbitan Yogyakarta [ジョクジャカルタ教育出版調査機関], *HMI, Islam dan Indonesia* [イスラム学生協会, イスラム, インドネシア] (Seri rekaman penerbitan). Yogyakarta: Pusat Pelayanan Informasi, 1983には、同協会が「唯一原則」に対して示した反応を中心に21点の新聞雑誌記事の抜粋と特別寄稿論文1点が収録されている。

(58) 大衆団体法は字義どおりの“Undang-Undang tentang Keormasan”ではなく“Undang-Undang tentang Organisasi Kemasyarakatan”(社会団体法)と命名された。

(59) この2法の邦訳は、萩原宣之・村嶋英治編『ASEAN諸国政治体制』アジア経済研究所, 1987年, 191~209ページ／梅澤達雄『スハルト体制の構造と変容』アジア経済研究所, 1992年, 104~124, 153~160ページ(注釈付き)を参照。

(60) *Undang-Undang Pemilu dan Peraturan Pelaksanaannya Tahun 1985 dilengkapi dengan Undang-Undang tentang Susunan dan Kedudukan MPR, DPR, dan DPRD, Undang-Undang tentang Partai Politik dan Golongan Karya, Undang-Undang tentang Referendum, Undang-Undang tentang Organisasi Kemasyarakatan* [1985年総選挙法と施行規則, 国民協議会・国会・地方議会構成法, 政党・ゴルカル法, 国民投票法, 社会団体法]. Jakarta: Sadaan, n.d., p. 6.

(61) 1982年選挙と87年選挙時の各シンボル・マークが実際どのように変化したかについては, Leo Suryadinata, *Military Ascendancy and Political Culture; a Study of Indonesia's Golkar*, Southeast Asia Series No. 85. Athens: Ohio University Press, 1989, p. 62を参照。1987年の選挙時にはインドネシア民主党のシンボル・マークからプリンギンの大樹および稻と綿の花が消え, 野牛の頭だけになっている。

(62) 開発統一党は1984年8月に「唯一原則」を受け入れたが, 党内ではその間シンボルマークの変更を迫る政府への対処に呻吟していた。開発統一党支持者の同党への失望感は, たとえば, *Tempo*. Vol. 14, No. 26, 30 June 1984, p. 33, および, Vol. 14, No. 33, 13 Oct. 1984, p. 9を参照。

(63) *Undang-Undang Pemilu*... p. 162.

(64) *Ibid.*, p. 22.

(65) *Ibid.*, p. 7.

(66) Babari, “Pancasila as the Sole Principle and the Reform of Political Parties and Golkar,” *Indonesian Quarterly*. Vol. 15, No. 4, Oct. 1987, p. 600.

(67) これら3法の邦訳として梅澤, 前掲書, 125~152, 161~182ページがある。

(68) このように政府と開発統一党会派との妥協方法には微妙なバランス感覚がうかがえる。なお, 1983年, 88年, ならびに93年の国策大綱ではその後も「宗

教」と「信仰」は同じ章で解説がなされている。

- (69) 1993年に署名者の代表格であったナスティオン (A.H. Nasution), アリ・サディキン (Ali Sadikin) らに調査・技術担当国務大臣ハビビ (B.J. Habibie) を介した歩み寄りがみられ、国民の大きな関心を誘うことになった。この事件に対する国会議員やNGO代表たちの反応については、*Editor*. Vol. 6, No. 37, 12 June 1993, pp. 26-29を参照。また、歩み寄りの政治的意味については本書の大形論文（第4章）171ページを参照。
- (70) プラヴィラヌガラは1946～47年と50年に蔵相を務め、マシュミ党が解散させられる原因となったインドネシア共和国革命政府 (PRRI) の首相でもあった。
- (71) Sjafruddin Prawiranegara, "Pancasila as the Sole Foundation," *Indonesia*. No. 38, Oct. 1984, pp. 74-83.
- (72) *Ibid.*, pp. 80-81.
- (73) プラヴィラヌガラは、キリスト教団体と異なり聖職者をもたず共同体 (ummah) が運営するイスラム諸団体こそが「唯一原則」によって最も大きな痛手を負うことになると主張する (*Ibid.*, p. 81)。
- (74) *Ibid.*, pp. 75-76.
- (75) *Ibid.*, p. 81. 過去に「ジャカルタ憲章」の7語が削られたことに対してもモラルの低下が懸念されていた。*Ensiklopedi…*. Vol. 4, pp. 141-142参照。
- (76) プラヴィラヌガラと同じく改革派イスラムの旗手で、マシュミ党党首を務めたナッシール (M. Natsir) のパンチャシラ観については、Peter Burns, *Revelation and Revolution; Natsir and the Panca Sila*. Townsville, Australia: James Cook University of North Queensland, 1981を参照。ナッシールの国家観を詳しく分析した論文として、間苧谷栄「インドネシアにおける宗教と国家—スカルノ＝ナッシール論争とその背景—」(高橋保編『東南アジアのナショナリズムと宗教』アジア経済研究所, 1973年) 133～174ページがある。
- (77) 1984年当時、インドネシア国営テレビのイスラム講話で、イスラム教師・学者であるウラマ(Ulama)たちを通じたムスリムへの説明が頻繁に行われていた。そこではとくにパンチャシラと「宗教」を対立させるべきではないことが強調されていた。また筆者が参加した中部ジャワのムンドゥト寺院における翌年5月のワイサック祭においては、仏教僧侶(romo bhiksus)がインドネシア仏教徒は「唯一原則」を確固たるものにし、そのなかで「宗教」間の融和を築き上げることを提唱していた。「研修講座」はこれらの「宗教」指導者に加えて「信仰」指導者も対象にしており、現在では農民や実業家へとそのすそ野を広げつつある。
- (78) *Undang- Undang Pemilu…*. p. 219.
- (79) *Tempo*. Vol. 18, No. 51, 18 Feb. 1989, pp. 24-25.
- (80) *Ibid.*, p. 25. イムランの裁判記録としては、Lembaga Bantuan Hukum

- Yogyakarta [ジョクジャカルタ法律援護機関], *Imran dari Hukum sampai Islam* [イムラン—法律からイスラムまで—]. Yogyakarta, 1982がある。
- (81) *Tempo*. Vol. 14, No. 30, 22 Sep. 1984, p. 13および, Vol. 18, No. 51, 18 Feb. 1989, pp. 25-26.
- (82) 翌年のタンジュン・プリオク事件の裁判を扱った論文として, Peter Burns, "The Post-Priok Trials; Religious Principles and Legal Issues," *Indonesia*. No. 47, Apr. 1983, pp. 61-88がある。この論文は, とくにパンチャシラに焦点を合わせて, 裁判の背景をなすインドネシアの法文化を歴史と政治の側面から考察している。
- (83) これらは政府がイスラム過激派の犯行と発表した事件で, その他にも多くの爆破, 不審火事件がその間に発生した。
- (84) *Tempo*. Vol. 14, No. 35, 27 Oct. 1984, pp. 12-16.
- (85) *Ibid.*, Vol. 18, No. 51, 18 Feb. 1989, pp. 14-23および, Vol. 21, No. 19, 6 July 1991, p. 32.
- (86) インドネシアにおけるエスニシティと国民統合をめぐる政治紛争の特質を体系的に考察した論文として, 後藤乾一「インドネシアにおける国民統合とエスニシティ」(『アジア研究』〈アジア政経学会〉第38巻第4号, 1992年8月)がある。アチエについてはとくに97~103ページを参照。
- (87) ジャエラニはパンチャシラはケジャウェン(kejawen, ジャワ的宗教觀), クバティナンから生まれたと発言している (*Tempo*. Vol. 14, No. 47, 19 Jan. 1985, p. 14)。また, ランブン事件の主犯であったワルシディ (Warsidi) は, パンチャシラと「1945年憲法」は人間がつくったもので, それに準じる必要は全くないことを流布していたという (do, Vol. 23, No. 1, 6 Mar. 1993, p. 74)。
- (88) 梅澤, 前掲書, 81ページ。
- (89) ブロイネッセン (Martin van Bruinessen) は, その他に彼らはイスラム本来の知識が欠如し, 大部分が理想家で, 「宗教」と社会に献身しようと願望することを特質としてあげている。P. Bambang Siswoyo, ed., *Peristiwa Lampung dan Gerakan Sempalan Islam* [ランブン事件とイスラム異端運動]. Surakarta: U.D. Mayasari, 1989, p. 102参照。
- (90) 有力週刊誌 *Tempo*がインドネシアの独立40周年を記念して約1000人を対象に実施した世論調査には, 「大衆団体法が施行され, ほとんどすべての団体がパンチャシラを『唯一原則』として受け入れた後もイデオロギーの対立が続くか」という設問がある。それに対し15.44%が「続く」と答え, 42.27%が「別のかたちで続く」とそれぞれ回答している。「対立はなくなる」と答えたのはわずかに4.68%であった (*Tempo*. Vol. 15, No. 25, 17 Aug. 1985, p. 16)。また, プラノウォは大量失業, 貧富の差, 民主化要求の拡大などの卑近な現実の問題

にみられる国民の諸要求が達成できず、実際の生活は「1945年憲法」とパンチャシラの理念から離れたところに漂っていると国民が感じたとき、政治的イデオロギー闘争はイスラムの名で「現実的パンチャシラ」の旗印のもとで今後も続くと予測する (M. Bambang Pranowo, "Which Islam and Which Pancasila?; Islam and the State in Indonesia: a Comment," in Arief Budiman, ed., *State and Civil Society in Indonesia*. Clayton, Australia: Monash University, 1990, p. 496).

- (91) たとえばジャワ影絵芝居 (wayang kulit) の人形を操作する語り部 (dalang)，地方語文献に通じた文学者，地方地方に伝わる道徳や神秘学を授ける伝統学の師などを通した普及があげられよう。Reuven Kahane, "Modern Interpretation of Animistic Metaphors; an Example from Indonesia," *Sojourn*. Vol. 8, No. 1, Feb. 1993, pp. 12, 26参照。
- (92) *Ensiklopedi*… Vol. 3, p. 277.
- (93) カハネは、象徴 (symbol) を人間が活性化し、それを操作することによって生活に密着した実体 (living entities) に変容させた例として、「ジャワ影絵芝居」，「クバティナン運動」，歴史上の伝承を題材とする「近代インドネシア文学」，「パンチャシラ」の4例をあげている (Kahane, "Modern Interpretation …" pp. 11-34)。また、ファン・デル・クルーフは、象徴が人間の「強いネガティブな情感」を呼び起こすとき、それはもはや象徴ではなく、実在物 (actual things) であるとみなしている (Van der Kroef, *Indonesia in the Modern*… p. 250)。これは、「強いポジティブな情感」の場合も同様であろう。
- (94) Kahane, *Ibid.*, p. 28.
- (95) インドネシアさらには東南アジアにみられるこのような個別原理の内向化現象についてはそれぞれ土屋、前掲論文、55～56ページ／土屋健治「ナショナリズム」(同編前掲書)167～170ページを参照。土屋は、スハルト体制下の国家理念が「これを広く外の世界へ向かって唱道しそれへの理解や共感を得ようとする志向が、弱い……」と指摘している (土屋「開発時代の国学…」55ページ)。
- (96) 同一の基準で算定したインドネシアの都市人口率は、1980年センサスでは 22.38%，90年センサスでは 30.93% と急速な伸びをみせている。なおこの数値は、Indonesia, Biro Pusat Statistik [インドネシア中央統計局], *Penduduk Indonesia; Hasil Sensus Penduduk 1980* [インドネシアの人口—1980年人口センサスの結果—] (Seri S 2). Jakarta, 1983, p. 2, および, do, *Penduduk Indonesia; Hasil Sensus Penduduk 1990* [インドネシアの人口—1990年人口センサスの結果—] (Seri S 2). Jakarta, 1992, p. 2から算出したものである。
- (97) Darmaputera, *Pancasila and the Search*… p. 221.
- (98) 9・30事件はインドネシア独立以降の最大の危機であったが、スハルト政権

は事件を鎮圧した10月1日を「パンチャシラ靈力の日」(Hari Kesaktian Pancasila)と名付け、殺害された6将軍および1人の副官が巨大なガルーダ・パンチャシラ像の前に立って前方を見やる記念碑を建てている。毎年10月1日には国家記念行事が催されている。

- (99) 普遍主義的原理とパンチャシラをはじめとする東南アジア諸国の個別原理との間に存在する葛藤、相剋については、土屋「ナショナリズム」170～171ページを参照。